

## あきたスギッチファンド

### 2022年度 秋田県「寄り添う市民活動」緊急サポートファンド募集要項

認定特定非営利活動法人 あきたスギッチファンド

あきたスギッチファンドでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的・精神的に困窮する方への支援など、地域課題の解決に向けた市民活動等を対象に、この度秋田県からの補助金を受けて、助成事業 秋田県「寄り添う市民活動」緊急サポートファンドを実施します。

#### 1. 募集の概要

##### ① 助成対象となる事業メニューと助成額、募集件数

秋田県「寄り添う市民活動」緊急サポートファンド	<b>対象者</b> 秋田県内に拠点を置き、活動の主たる範囲が秋田県内である NPO 法人やボランティア団体等																	
	<b>対象事業</b> 秋田県内で行われる、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的・精神的に困窮する方への支援など、地域課題の解決に向けた市民活動等を対象とする。																	
	<b>助成額・助成率</b> <table border="1"><thead><tr><th>助成額</th><th>事業に対する助成率</th><th>募集团体数</th></tr></thead><tbody><tr><td>上限30万円 コース</td><td>10/10 以内</td><td>5</td></tr><tr><td>〃 50万円 コース</td><td>〃</td><td>5</td></tr><tr><td>〃 100万円コース</td><td>〃</td><td>4</td></tr><tr><td>〃 200万円コース</td><td>〃</td><td>3</td></tr><tr><td>〃 300万円コース</td><td>〃</td><td>2</td></tr></tbody></table>	助成額	事業に対する助成率	募集团体数	上限30万円 コース	10/10 以内	5	〃 50万円 コース	〃	5	〃 100万円コース	〃	4	〃 200万円コース	〃	3	〃 300万円コース	〃
助成額	事業に対する助成率	募集团体数																
上限30万円 コース	10/10 以内	5																
〃 50万円 コース	〃	5																
〃 100万円コース	〃	4																
〃 200万円コース	〃	3																
〃 300万円コース	〃	2																

注 過去にあきたスギッチファンド助成事業で採択された団体も、採択された事業を発展させた事業あるいは同事業と異なる事業であれば応募することができます。

② 助成対象となる団体の要件

- ① 公益的、社会的な活動を行うNPO等（\*）の団体で、秋田県内に主たる拠点を置き、活動の主たる範囲が秋田県内であること。
- ② 団体の活動内容等と実施事業の内容を公開（文書・インターネット等）すること。
- ③ 政治活動や宗教活動等を目的とする団体ではないこと。
- ④ 暴力団又はその他の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ その他、反社会的活動等を行っていないことをこのファンドが認めた団体であること。

\*ここでいうNPO等とは、原則として定款や規約・会則等で公益性を規定しているNPO法人、社団法人、市民活動団体、あるいはそれに準じる団体を指す。

③ 事業期間

交付決定の翌日から2023年2月25日（土）まで。

事業終了後1か月以内、2月25日終了の場合は3月10日までに事業報告書を添えて精算報告をすること。

## 2. 募集・助成スケジュール

募集開始	2022年 4月18日（月）
募集締切	2022年 5月18日（水） ※当日消印有効
公開審査会	2022年 6月5日（日） 会場 遊学舎「会議棟」
概算払い請求	交付決定の翌日～2022年7月6日（水）
事業期間	交付決定の翌日～2023年2月25日（土）
精算報告	事業終了後1か月以内に事業報告書を添えて報告する。2月25日に事業を終了する場合は、助成期間にかかわらず、2023年3月10日までに報告すること。
情報公開	事業開始日～

※ 助成申請書の書き方については、別添の「あきたスグッチファンド応募の手引」を参照のこと。  
経費については、交付決定額の4/5を概算払いすることができるものとし、交付決定の翌日から7月6日までに別添の請求書を添えて請求する。

### 3. 助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、事業を適切に実施するために必要な次の経費とする。

1	報償費	講師、各分野専門家等への謝礼
2	旅費	交通費、宿泊費
3	使用料・賃借料	会場、設備、機材等の借上料
4	印刷製本費	印刷製本費、広告宣伝費
5	通信運搬費	郵送料、配送料、通信費
6	備品購入費	事業実施に用途が限定されるもの
7	消耗品費	事務用品等の物品
8	食糧費	事業実施に用途が限定されるもの
9	人件費	事業実施に要する人件費
10	その他	上記以外に必要と認められる経費

#### 助成対象経費の制限

- ・上記6 備品購入費（おおむね単価1万円以上）については、原則として助成申請額の2分の1を限度とする。
- ・上記9 人件費については、原則として助成申請額の2分の1を限度とする。

### 4. 選考について

#### ① 選考の基準

選考項目	内 容
① 活動の公益性	・地域社会の解決を目指した活動であるか。 ・地域のニーズを把握した活動であるか。
② 活動の具体性	・活動の実現に向けた具体的な計画であるか。 ・活動を確実に実施できるための体制が十分であるか。
③ 費用の妥当性	・経費の積算が適切であるか。 ・活動に要する経費に対し、団体の負担が適切であるか。
④ 活動の継続性	・継続的な活動のためにどう対処しようとしているか。 ・活動に発展性が見込まれるか。

#### ② 選考方法

書類審査及び公開審査（プレゼンテーション）による。

公開審査会：2022年6月5日（日）

審査会場：秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

③ 選考委員会

理事会において選任された委員をもって構成する。後日ホームページで公開する。

ただし、選考委員が申請団体や申請事業の関係者である場合は、その関係する審査には加わらない。

④ 決定通知

選考の結果は、公開審査会当日発表の後、文書をもって通知する。

⑤ 報告書提出

助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に報告書を提出し清算する。2月25日に事業を終了する場合は、助成期間に関わらず、2023年3月10日までに報告すること。

⑥ 情報の公開

応募した団体の情報は原則として公開する。事業報告書は、文書及びインターネット上に公開する。

## 5. 応募について

① 応募方法

所定の用紙に記入の上、次の添付書類を添えて、県南地区はNPO法人秋田県南NPOセンター、県北地区はNPO法人秋田県北NPO支援センター、中央地区は認定NPO法人あきたスギッチファンドに提出する。

なお、応募書類は返還しない。

応募用紙

直近の年度活動報告書

直近の年度決算書

役員名簿（非公開）

② 募集受付

募集受付 2022年4月18日（月）～2022年5月18日（水）

（当日消印有効）

③ その他

過去にあきたスギッチファンド助成事業で採択された団体も、採択された事業を発展させた事業あるいは同事業と異なる事業であれば継続申請可能。

申請は1団体1事業まで。他コースとの併願は認めない。

今回の申請事業で他団体、行政機関等から助成金・補助金等を受けている場合は、その旨を明記すること。

ファンドの助成が決定した団体は、県南地区はNPO法人秋田県南NPOセンター、県北地区はNPO法人秋田県北NPO支援センター、中央地区は認定NPO法人あきたスギッチファンドから活動内容に対する助言を受ける事ができる。

助成事業の内容及び予算について変更があった場合及び予算に20%を超える増減がある場合は、速やかに報告すること。団体及び活動内容に疑義が生じた場合や、事業内容の変更があった場合は、選考委員会で協議の上、助成金の返還義務が生じることがある。

④ お問い合わせ・応募書類送付先

県南地区（仙北地域振興局、平鹿地域振興局、雄勝地域振興局 管内）

NPO法人秋田県南NPOセンター

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL 0182-33-7002 FAX 0182-33-7038

E-mail : ssc7002@luck.ocn.ne.jp

県北地区（鹿角地域振興局、北秋田地域振興局、山本地域振興局 管内）

NPO法人秋田県北NPO支援センター

〒017-0842 大館市字馬喰町48-1

TEL 0186-49-8553 FAX 0186-49-8589

E-mail : angec1@io.ocn.ne.jp

中央地区 認定特定非営利活動法人 あきたスギッチファンド

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2

TEL 018-839-8941 FAX 018-829-5803

E-mail : madoguchi@sugicchi-fund.jp

ホームページ URL : <https://sugicchifund.akitaps.jp/>